

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第23号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第12条の5中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第12条の5の9中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第5項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の5、第12条の5の9及び第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。